

郵政民営化にともなうサービス低下等の問題についての意見書

昨年 10 月からスタートした郵政分割・民営化により、簡易郵便局の閉鎖が相次ぐなどサービスが低下し、利用者から不安の声が上がっている。

問題の第 1 は、金融サービスの低下である。昨年 10 月から各種手数料が値上げされ、1 万円以下の振り込み手数料(窓口払い)は、100 円だったものが 120 円に、定額小為替の発行手数料は 10 円から 100 円に 10 倍にもなった。簡易郵便局の廃止や一時閉鎖が行われ、局外に設置された A T M のうち、利用回数が少ないものを対象に撤去が進んでいる。

第 2 は、郵便事業のサービス低下である。集配郵便局の再編で昨年 10 月時点で 1,048 局で集配業務が廃止され、コスト削減策による影響もあり、郵便物の遅配や誤配が増加し、取り集め回数の削減が行われている。時間外窓口を開設していた郵便局で、取り扱いをやめたところもでている。

郵政民営化法や付帯決議は「サービスの現行水準の維持」や、簡易局は重要なネットワークであることをうたっている。政府答弁や法律に反するサービス低下は許されない。

よって、政府においては、郵便・金融のユニバーサル(全国一律)サービスと郵便局のネットワークを堅持し、利用者の利便の低下を招かないようにすることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年(2008 年)6 月 11 日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣

(提出者) 全議員